

「公正な研究活動の推進に関する有識者会議」の設置について

令和4年10月20日

農林水産技術会議事務局長決定

1 趣旨

「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動における不正行為への対応ガイドライン」（平成30年7月20日改正 農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知）を踏まえた研究機関における不正行為の事前防止のための取組や不正行為に適切に対応するための規程・体制の整備状況の確認、分析、指導、是正措置及び不正行為事案に対する研究者、研究機関への措置等に関する助言を得るため、「公正な研究活動の推進に関する有識者会議」を設置する。

2 検討事項

- (1) 履行状況調査の実施に関する助言
- (2) 履行状況調査を踏まえた研究機関への指導、管理条件の付与に関する助言
- (3) 不正行為事案に対する研究者、研究機関への措置に関する助言
- (4) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。なお、上記2の(3)に関する検討を行う場合には、速やかに事案の公表を行う。
- (2) なお、必要に応じて別紙以外の者の協力を得ることができるものとする。

4 実施期間

令和4年11月1日から令和5年3月31日までとする。

5 その他

この「公正な研究活動の推進に関する有識者会議」に関する庶務は、農林水産技術会議事務局研究企画課において行う。

「公正な研究活動の推進に関する有識者会議」 委員名簿

平野 博之 東京大学 名誉教授

塩見 美喜子 東京大学大学院理学系研究科 教授

三木 浩一 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授